

## 市営住宅から退去される皆様へのお願い

砂川市建設部建築住宅課長

### 1. 「砂川市営(改良)住宅退去届出書」「砂川市営(改良)住宅駐車場中止届出書」

退去される5日前までに砂川市建築住宅課住宅係までご提出ください。

### 2. 退去月の使用料

退去月の住宅料および駐車場使用料(月額2,670円)については日割となります。振替処理の都合上、一旦満額を口座振替した後に、差額を返金する措置を取ることがあります。日割分の納付書を発行することもできますので、ご不明な点をご相談ください。

### 3. 退去立会に伴う損害賠償金(退去修繕費の請求)

退去の際、部屋の中の荷物を全て撤去した状態で、入居者・市職員・管理人等で住宅の状態を確認(立会)します。忘れ物、故意又は過失で破損・汚損させた箇所などを確認しますが、入居のしおりに記載の「例外として特約事項(退去時の清掃費負担)」があります(三砂ふれあい団地・北光団地(A~F棟)・南吉野団地・石山団地では、レンジフードの清掃も含まれます)ので、ご了承ください。

また、退去立会終了時に、鍵と取扱説明書(平成6年以降建設の住棟では入居時配布:※)の返却を受けます。なお、自ら設置した附属物については、裏面を参照ください。

※対象団地:三砂団地・三砂ふれあい団地・北光団地(A~F棟)・南吉野団地・石山団地

### 4. 未納の料金について

未納となっている住宅使用料及び駐車場使用料については、退去される日までに必ず、全額納付してください。なお、未納が解消されない場合には、砂川市営住宅管理条例第19条第2項に基づき、すでに納めている敷金から相殺されます。相殺後も未納がある場合には、退去後も請求いたします。

### 5. 敷金等の精算

口座振替を利用されている方は、口座振替廃止届を提出してください。

納付済の敷金から、退去月の日割料金等の差し引いた残りの金額を還付します。還付は、住宅係窓口で直接行うか指定口座への入金が行われます。口座への入金を選択した場合、入金までに1ヶ月程度かかります。

精算手続きの際には、印鑑(還付先口座のお届け印)・振替先口座の情報(預金通帳など)をご持参ください。

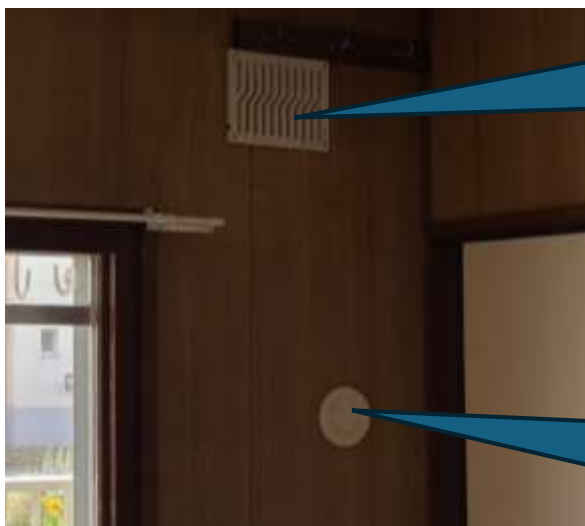
○お問い合わせ先:砂川市建設部建築住宅課住宅係 0125-74-8757(直通)

(附属物設置の承認を受けている場合について)

附属物(温水洗浄便座・BS アンテナ・手すり・ルームエアコンなど)は、退去時に撤去いただくことを条件に許可を行っております。退去立会までに撤去をお願いします。

※募集停止住戸でも撤去が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

#### ルームエアコン・BS アンテナ



換気口(レジスター)を使用した場合には、使用前の状況にお戻しください。

開口工事を行った場合には、スリーブキャップ等で穴をふさいでください(粘着テープではふさげません)。



外部も同様をお願いします。

柵を使用した際は、固定金具等の撤去をお願いします。

#### 手すり・温水洗浄便座



手すりは取り外してください(釘やネジの穴が大きい場合、パテ等で埋めてください)。

元の便座に復旧してください(埋込型の操作板がある場合は、撤去してください)。

